

衆	議	院	議	長	} あて	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総		務		大		臣
財		務		大		臣
厚	生	労	働	大	臣	

広島市議会議長名

地域手当の見直しに係る意見書案

昨年 8 月に発表された令和 6 年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の大きくくり化や級地区分等の見直しが表明されました。

保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されていますが、保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い傾向にあります。このような中、今回の地域手当見直しに伴い、従来どおりの算定方法によることで各種措置費等が低下することとなれば、これまでの処遇改善の推進に逆行するものと言わざるを得ません。

保育所等の公定価格については、令和 7 年 4 月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされました。一方で、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和 7 年 4 月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされました。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況であり、大きな問題意識を持っています。

よって、国会及び政府におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講ずること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。